



宮崎労発基 0210 第2号  
平成29年2月10日

関係団体の長 殿

宮崎労働局長



死亡労働災害の防止に向けた緊急要請について

労働災害の防止について、平素より格段のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、宮崎県内において、平成28年に業務上災害で14名もの尊い命が失われました。そのような状況の中、平成29年に入り、わずか1か月間に5名（林業2名、清掃業1名、建設業1名、小売業1名）もの尊い命が失われており、極めて憂慮すべき事態となっております。（昨年同時期には、発生なし。）

また、平成25年以降、1月から3月の期間に毎年3名以上もの死亡災害が発生していることから、当該期間における労働災害防止対策が重要です。

宮崎労働局としましては、労働災害の撲滅を目指して、第12次労働災害防止計画に基づく対策、加えて、平成28年12月に労働災害の増加を受けて「労働災害防止対策の徹底について（要請）」を行っていたところですが、死亡災害の増加に歯止めが掛かっておりません。

今般、別添のとおり「死亡災害防止に向けた緊急要請書」を発出しましたので、これまで取り組んできた労働災害防止の取り組みをさらに加速させるべく、会員事業場等の皆様に対する周知と労働災害防止の取り組みの強化を重ねてお願い申し上げます。

## 1 共通事項

### (1) 貴会による安全パトロールの実施

### (2) 事業場における実施事項

- ① 経営トップによる安全への所信表明及び職場の安全パトロールの実施
  - ・ 安全衛生推進者、安全管理者等の選任、安全委員会等の設置及び活動の活性化
  - ・ 職業生活全般を通じた各段階での安全教育の徹底
  - ・ 特に、新規採用者及び経験期間1年未満労働者に対する安全教育の実施
  - ・ 作業者の安全意識の高揚
- ② 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
  - ・ 定常作業、非定常作業に係る作業マニュアルの整備・見直し
  - ・ 機械化、自動化、新原料の導入等に伴う作業マニュアルの整備・見直し
- ③ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- ④ リスクアセスメントの普及促進等
  - ・ リスクアセスメントの実施
  - ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした安全管理活動の推進
- ⑤ 女性労働者や高年齢労働者が活躍するための職場改善の推進
- ⑥ 交通労働災害防止対策の実施

## 2 対象別実施事項

次に該当する業種においては、労働災害の発生状況に応じて、年末年始労働災害防止強調運動等と併せた対策の実施。

### (1) 建設業

- ① 「墜落・転落」等による災害防止のための点検・対策の実施
- ② 「仮設物、建築物、構築物等」等における災害防止のための点検・対策の実施
- ③ 建設機械・移動式クレーンによる災害防止対策のための点検・対策の実施

### (2) 道路貨物運送業

- ① トラックからの「墜落」等による災害防止のための業界団体の連携によるトラックドライバーなどに対する周知啓発活動の展開
- ② 平成25年3月に策定した「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知状況と取組実施状況（特に荷主との連絡調整などの状況など）についての事業者自身による点検・対策の実施

### (3) 林業

- ① 立木等による「激突され」に係る労働災害防止のための点検・対策の実施
- ② 木材伐出機械等による災害防止対策のための点検・対策の実施
- ③ 急傾斜地等における「墜落・転落」に係る労働災害防止のための点検・対策の実施
- ④ チェーンソー等による「切れ・こすれ」に係る労働災害防止のための点検・対策の実施

(4) 第3次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店等）

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店において、「転倒」に係る災害防止のための安全通路等の点検・対策の実施
- ② 社会福祉施設において、「腰痛」に係る災害防止のための「職場における腰痛予防対策指針」等に基づく腰痛予防対策等の実施
- ③ 「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全推進者の選任及び、その職務の励行